

あなた



- 大** いなる使命感に燃え
- 崎** 先(未来)を見据えた情報を発信し
- 法** 人として税の知識を深め
- 人** 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し
- 会** 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

第9回税に関する絵はがきコンクール

応募作品
VOL. 4



古川第五小学校
菊地 羽 莉



大貫小学校
南 館 絢 華



古川第三小学校
上 村 大 翼



古川第一小学校
鈴 木 沙 羽



不動堂小学校
佐 藤 康 平



古川第五小学校
千 葉 茉 姫 瑠



古川第一小学校
佐 々 木 莉 乃



古川第五小学校
須 藤 優



大貫小学校
川 名 聖 七



古川第一小学校
佐 々 木 未 桜



中坪小学校
小 野 寺 紗 綾



長岡小学校
佐 々 木 凜



古川第五小学校
林 奈 々 葉



古川第四小学校
志 田 壮 平



古川第五小学校
二 上 心 明



古川第三小学校
鈴 木 翔 司



古川第五小学校
黒 木 愛 優



古川第五小学校
吉 岡 利 紗



古川第一小学校
高 橋 <small>くら</small>



古川第一小学校
後 藤 春 菜



古川第一小学校
穴 戸 永 汰



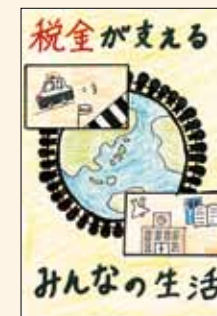
古川第五小学校
黒 木 愛 優



古川第五小学校
吉 岡 利 紗



古川第一小学校
高 橋 <small>くら</small>



古川第五小学校
佐 藤 心 寧



沼部小学校
佐 々 木 这 乎

新古川税務署長に遠藤利和氏が就任



平成29年7月10日付

古川税務署長 遠藤 利和 (えんどう としかず) 氏

出身/福島県 会津若松市

経歴/平成21年7月 東京国税局総務部人事第二課課長補佐
平成23年7月 大阪国税局加古川税務署副署長
平成25年7月 東京国税局渋谷税務署副署長
平成26年7月 東京派遣国税庁監察官
平成28年7月 東京国税局調査第四部統括国税調査官

7月10日、国税当局の人事異動が発令され、古川税務署長に、遠藤利和氏（前東京国税局調査第四部統括官）が就任。前古川税務署長の玉木成樹氏は7月9日付で退官（8月1日付で二本松署に再任用）された。

■ 税務行政を志した動機など

私が国税の仕事をした動機は、公務員志望があり、公務員の仕事の中で税務調査・徴収という仕事にやりがいがあると考えたことと、採用時に簿記や税法などの法律の勉強ができることに大変魅力を感じたことでした。

税務署に配属後、源泉所得税や法人税の調査に従事し、国税組織の縁の下の力持ちの人事の仕事に長い間従事してまいりました。

また、大阪国税局の副署長も2年間経験し、関西人の考え方や思いにも触れてきました。今年、宮城人の思いも感じながら仕事をしたいと思っています。

税務署の仕事は、税法等の執行機関としてやるべきことをしっかりとやることですので「適正・公平な課税及び徴収」の実現に向けて職員とともに頑張っていきたいと考えております。

「納税者サービスの充実」と
「適正公平な税務行政の推進」に取り組んでいきたい

■抱負

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくために、「納税者サービスの充実」と「適正公平な税務行政の推進」に取り組んでいきたいと考えております。

納税者の皆様が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことが出来ることが重要であり、納税者サービスの充実に努めていきたいと思っております。

特に、e-Taxの利用は、当署の管内面積が広いということもあり、納税者利便の向上に大きく資するものと考えており、事務の効率化にもつながるので、普及拡大に努めていきたいと考えています。

また、「適正公平な税務行政の推進」の観点からは、厳正な調査・徴収に取り組むことはもちろんですが、法人会が平成26年度から実施している「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」につきましては、法人の適正な申告に寄与するものと期待しており、国税庁後援として「自主点検チェックシート」の普及・定着にも協力していきたいと考えております。

■関係民間団体との連携について

公益社団法人大崎法人会は、地元を代表する企業の皆様で構成され、地域経済の牽引役として重要な役割を果たされていることに敬意を表させていただきますとともに、e-Taxの利用拡大をはじめとする円滑な税務行政の推進に多大なるご協力・ご支援をいただいていることに感謝いたします。

また、東北六県でトップを切った公益社団法人移行を果たしていただきました。その先見性と実行力に深く敬意を表するとともに、大変心強く感じており、社会貢献事業の一環としての租税教室や「税に関する絵はがきコンクール」、税務研修会など税に関する事業を基幹事業としても積極的に展開されております。私どもも皆様との連携・協調の強化を図るため、各種行事の共同開催などを推進していきたいと考えております。

税務行政を取り巻く経済社会の環境が大きく変化している状況の中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすためには、従来以上に税務関係民間団体協議会等との連携・協調を図っていく必要があると考えております。

皆様には、税のオピニオンリー

ダーとして税知識の普及やe-Taxの利用拡大など円滑な税務行政の推進にご協力をよろしく願います。

いずれにいたしましても、税務行政を円滑に運営していくためには、納税者の皆様に対して私どもの取り組みをわかりやすくお伝えしていくとともに関係民間団体の皆様からの協力が不可欠であると考えており、これまでと同様にお力添えをお願い申し上げます。

■軽減税率制度の導入について

昨年（平成28年）11月に、消費税の10%への引上げ及び軽減税率制度の実施時期を、平成31年10月に変更する旨の法律が公布されました。

国税当局といたしましては、事業者の皆様が軽減税率制度をはじめとする改正内容を十分理解し、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう、地方公共団体や大崎法人会をはじめとする関係民間団体の皆様と緊密な連携を図らせていただきながら、着実な制度周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいります。

つきましては、大崎法人会におかれましては、会員の皆様に対する講習会等の開催など、事業者の皆様への準備が円滑に進むよう、国税当局の

取組へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

■趣味・モットー

私は、東京国税局から異動してきましたので、横浜市から大崎市内に7月に転居し、4年ぶりの単身生活を送っております。

古川税務署管内の歴史と文化を知りたいと思っておりますので、休日等には史跡等を巡りたいと思っております。

また、管内には泉質が豊富な鳴子温泉をはじめとしたいくつもの温泉があり、おいしいお米といろんな地酒も楽しみにしております。

趣味は山登りです。地元では丹沢山、塔ノ岳などの丹沢山系や高尾山から陣馬山へ縦走したり、昨年には北アルプスの燕岳から表銀座を歩いて槍ヶ岳、その後、大キレットを渡り北穂高岳へと3泊4日の縦走を楽しんだりしました。宮城県内には栗駒山など素晴らしい山があるので楽しみにしております。

この1年は、「明るく、元気に、前向きに」、組織の課題に職員と力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

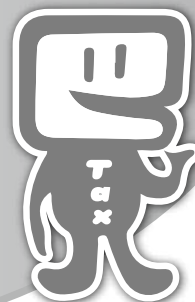
よろしく願います。



法人の方へ

ネットが便利

申告・納税 e-Tax



国税庁
e-Tax キャラクター
イータ君

e-Taxならこんなメリットがあります

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続を行うことができます。
- 2 申告書、申請書、添付書類などをインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
- 3 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
(e-Tax : 370 円 書面 : 400 円)
- 4 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取れます。



添付書類の提出はe-Taxが便利です

出資関係図や収用証明書などの一部の添付書類については、イメージデータ (PDF形式) により提出できます。さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式 (CSV形式) のデータであれば、e-Tax で受付可能なデータ形式 (XBRL形式又はXML形式) に変換して提出できます。詳細はe-Taxホームページでご確認ください。

※ 財務諸表及び勘定科目内訳明細書は、イメージデータ (PDF形式) での提出はできませんのでご注意ください。

マイナンバーカードも利用できます



法人の代表者及び経理責任者のマイナンバーカードと、マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライタ又はスマートフォンがあればe-Taxがご利用いただけます。

※ マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライタ及びスマートフォンについては、「公的個人認証サービスポータルサイト (www.jpki.go.jp)」でご確認ください。

※ その他ご利用可能な電子証明書は、e-Taxホームページでご確認ください。

利用可能時間が拡大しました

月曜日～金曜日に加えて、5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日においてもご利用いただけます。



納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。
特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続に便利です。

- ① ダイレクト納付
- ② インターネットバンキングなどによる納付



e-Taxのセキュリティ対策

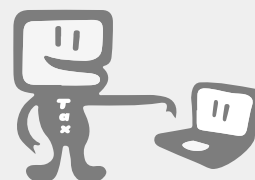
e-Tax で送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心して申告などの手続を行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）
- ▶ 5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日

8時30分～24時

- ※ 確定申告期間中は、原則として24時間（土日祝日を含みます。）となります。
- ※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報をe-Tax ホームページでご確認ください。



お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

- ▶ 月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

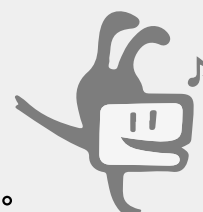
- マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

- ▶ 月曜日～金曜日 9時30分～20時（音声ガイダンスに従って1番を選択してください。）
- ▶ 土日祝 9時30分～17時30分（12月29日～1月3日を除きます。）

- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄りの税務署へお問合せください。
なお、最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

- ※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。
なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。



詳しくは、e-Tax ホームページを
ご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索


リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成29年4月

お問い合わせは、古川税務署管理運営第一部門 TEL0229-22-1711 内線111

5

 e-Tax さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム

e-Tax とは 申告などの国税に関する各種の手続きについて、
インターネットを利用して電子的に手続きが行えるシステムです。

加算税制度が変わったのですか？

～ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟 志

リサ 加算税制度が変わったと聞きました。通常、税務調査を受け、誤りを指摘されれば、それを修正申告し、納税額に対し過少申告加算税が課されると考えていました。調査を受ける前に修正申告した場合でも課されるようですが、本当ですか。

サキ先生 ご質問のように、加算税制度は平成28年度税制改正で見直されて、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税から適用されます。

具体的には、実地の調査に際し、税務署から納税者に対して、調査に関する一定の事項の通知があり、その通知があった以後に修正申告書を提出すると、その修正申告が調査による更正を予知したものでない場合に、新たに加算税が課されることになりました。

リサ 「調査に関する一定の事項の通知」というのは、どのような通知なのですか。

サキ先生 「調査通知」といわれるものですが、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の3項目が通知されます。

リサ 通知といえば、「事前通知」というものもありますが、これとは違うのですか。

サキ先生 「事前通知」は、調査に当たり、より具体的な内容として、①実地の調査を行う旨、②調査開始日時、③調査対象税目、④調査を行う場所、⑤調査対象期間、⑥調査の目的、⑦調査対象の帳簿書類などが通知されます。

多くの税務調査では、第一報として税務署が調査予定であることを通知して、納税者と日程を調整してから、調査に着手するという流れになります。ここでいう「調査通知」は第一報である調査予定の通知に当たるでしょう。「事前通知」は「調査通知」の後、調査着手までの間に行われていますね。

時系列で示すと図のようになります。7月3日の調査通知以後に修正申告書が提出された場合で、調査による更正を予知したものでない場合には、新たに過少申告加算税が課されることになります。

調査による更正を予知したものであれば、調査通知の有無に関係なく、従来から加算税が課されています。



リサ 調査通知前の修正申告であれば過少申告加算税は課されないのですね。

サキ先生 調査通知前で、調査による更正を予知したものでない場合には、課されないことになります。

☆＝筆者紹介

野川 悟 志 (のがわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著「免税店のはじめ方」(税務経理協会)、「経営に活かす 税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「間違っていると痛い！印紙税の実務Q&A」(共著、大蔵財務協会)など。HPは [しながわ税経事務所](#) で検索



☆

第14回大崎福祉夢まつり

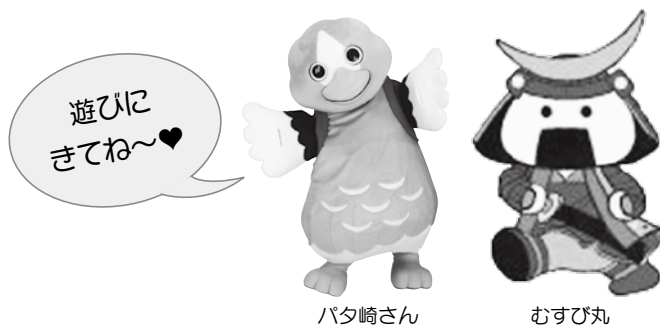
協賛金・協賛品のご協力をお願いします！



10月28日(土)、大崎法人会主催の『大崎福祉夢まつり』があさひ中央公園で開催される。今年で第14回を数える夢まつりは、“みんなの笑顔にあいたくて”をテーマに、現在実行委員会が中心となり、準備を進めている。

当日は、多くの福祉施設利用者・関係者や法人会会員企業が出店し、ステージでは、施設利用者の皆さんによる歌やダンスが披露され、古川学園高校吹奏楽部の演奏も行われる。今回は、打楽器ワークショップの他、沖縄ゆいまーるやよさこいなど、各種イベントも開催される。子どもたちに大人気のご当地キャラも大集合！豪華景品が当たる大抽選会やウルトラクイズもお楽しみに！

多くの皆さんのご来場をお待ちしています♪♪♪



パタ崎さん

むすび丸

古川まつりにチャリティー出店 収益金は福祉施設の活動に！

日時：平成29年8月3日(木)・4日(金)

場所：古川台町 カンノ時計店様前

テーマ：「オラほの旨塩豚焼そば」

※2日間で574食を販売

担当：青年部会





大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のものしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリズ)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

仙台支社 古川営業所/宮城県大崎市古川駅前大通2-6-16(古川土地ビル3F) TEL 0229-22-6398

T&D
T&D保険グループ

URL

www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

E-mail

ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp